

# 琉球大学教授職員会ニュース第120号

2009年3月27日 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail: [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp) <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

## これが回答？！

教授職員会では、昨年11月12日付で申し入れ書を提出したのですが、それに対する2月17日付の当局からの回答がきわめて不十分なものであったため、改めて3月4日に、公開質問状を提出いたしました。この間の経緯及び内容については、教授職員会ニュース118号及び本会HPを御覧下さい。

公開質問状で尋ねたことは、①目的積立金の説明会について、②法文学部教員の不祥事に関する大学の説明責任について、③共通教育における外国語科目削減について、以上の3点です。その趣旨を簡潔に述べれば、①内容及び決定過程がきわめて不透明な目的積立金につき、大学構成員に対する公開説明会の開催の要求、②法文学部教員のセクシュアルハラスメントについて、裁判の結果とは別に、学生及び保護者に対して、不安を解消するために可及的速やかに説明責任を果たしていただきたいこと、③混乱を生じている共通教育における外国語科目削減の問題について、非常勤講師削減という目的が疑われるにもかかわらず、語学教育の充実のための「改革」という説明で、責任が果たせるのか、ということです。これに対する当局からの回答は、次の通りです。

### 「回答」

#### 1. 目的積立金の説明会について

本学が経営努力をして少しずつ積立ってきた目的積立金は、学生の経済的生活環境の悪化、さらには少子化で厳しい学生獲得競争を迫られながら、施設整備予算の獲得がほとんど不可

能な状況に対する琉球大学の経営戦略の一つです。

用途については、学内施設の老朽化、破損状況が把握されており、役員会の議論を経て決定し、学内への内容説明については、環境・施設マネジメント委員会、部局長等懇談会等を通じて行っておりますので、改めて説明会開催は考えておりません。

#### 2. 法文学部教員の不祥事に関する大学の責任説明（ママ）について

法文学部教員によるセクシャルハラスメントについては調査委員会を設置し、事実確認を行い、平成21年2月19日に委員会からの最終報告書がありました。

報告書では、指摘のあった教員の行為に対し、大学教員としてあるまじき行為であり、大学の責任についても勧告するなど厳しい内容でありました。

法文学部とも対応を協議したところ、法文学部教授会においても対応を審議いただくことになりました。今後の手続きとしては、法文学部からの報告をまち、教育研究評議会において、対応を審議することを考えています。

本事案については、審議結果の公表を含め、大学として責任ある対応を図る所存です。

なお、法文学部より当談教員は来年度の講義

は担当しない旨報告を受けております。

### 3. 共通教育における外国語科目削減について

今回の改革は総合的学力向上を目指した、教養・専門教育を含めたカリキュラム改革であります。この改革案は学内のアドホックグループにおいて「共通教育等履修規程の見直し」を検討し、全学教育委員会において検討審議し決定しました。

学内への説明では、教育研究評議会において報告、関係する外国語専任教員・非常勤講師に説明、県内新聞2社「論壇」にて方針を発表しました。今後も説明の場を設けていくことを予定しており、特に新入生への説明を充分に行うこととしています。

## 緊急集会開催！

以上のように、当局側の回答は、残念ながらきわめて不誠実なものといわざるを得ません。①目的積立金については、形式的な手続に則って決定した経営事項であるから、もはや説明は不要とし、②法文学部教員のセクシャルハラスメントについては、当該教員の処分云々ではなく、学生や保護者の不安に対して、大学として説明責任があるのではないかと問うたのに対して、それに対する回答はありませんでした。また、③共通教育の外国語科目削減についても、これまで通り、学内の形式的手続を経ていと述べ、今後、新入生を始めとした説明を行うとするとどまっています。

このような不十分な回答に対して、どのような対応をとるべきか、執行部としては、とにかく会員の皆さまの率直な御意見を伺う必要があると考え、急遽3月19日の昼休みに、緊急集会を教育学部106教室において開催いたしました。

年度末で御多忙の中、お集まりいただいた会員の方からは、様々な御意見・御質問が出さ

れました。総じて、何らかの形であれ、再度質問をすべきであるというのが、当日の方向性でありました。そのうえで、質問の際には、目的積立金について、具体的な質問を行うべきとする意見や、学生への経済支援についてどのような考えをもっているのか等具体的な施策を求めべきとする意見、また、このような不誠実な対応は、使用者の義務である誠実交渉義務に悖る違法行為であることなどをつきつけて、もっと強い態度で臨むべきである、などの意見がありました。



## 今後の対応に知恵を

執行部としては、今回いただいた御意見を参考にさせていただくことはもちろん、広く会員の皆さまから御意見をお寄せいただき、実のある対応を当局から引き出したいと考えております。2008年度も押し迫り、2009年度に持ち越さざるを得ない状況ですが、新年度早々にも、全会員の知恵を結集させて、大学当局へ改めて対応を問い質そうと考えております。そのためには、何よりも皆さまからの御意見をいただかなければなりません。ぜひ、御意見・御質問をお近くの代議員もしくは本会へのメールでお寄せ下さい。どのようなものでもかまいません、皆さまの御協力を御願いたします。